

なごみの里居宅介護支援事業所（居宅介護支援） 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人興和会が開設する、なごみの里居宅介護支援事業所（以下「本事業所」という。）は、指定居宅介護支援事業所の事業を行うものであり、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービスに基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 不当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 なごみの里 居宅介護支援事業所
- 2 所在地 熊本県下益城郡美里町堅志田 192-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 本事業所の法令に定める従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者（常勤）

管理者に主任介護支援専門員を置き、本事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。

2 介護支援専門員（常勤で1名以上 ※指定介護予防支援と兼務する場合、要介護者の数へ要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1以上）

介護支援専門員は、居宅要介護者からの相談に応じ、当該居宅要介護者等がその心身の状況に応じ適切な指定居宅サービス等の利用等を行うことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サー

ビス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日を除く。
- 2 営業時間は、営業日の8時30分から17時30分までとする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 本事業所が行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 1 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の計画の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者に関する介護サービスの内容、利用料の情報を適正に利用者又はその家族に提供して、利用者にサービスの選択を求める。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、前号に規程する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この場合において、介護支援専門員は面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 4 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 5 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下その号において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する紹介等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。利用者の居宅を訪問する頻度及びモニタリングの記録の頻度は、少なくとも1月に1回とする。
- 8 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を行うことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行うも

のとする。

- 9 介護支援専門員は、介護保険施設から退院又は退所しようをする要介護者等から依頼があった場合には居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- 10 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他の必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求める。
- 11 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行う。
- 12 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見又は同 37 条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）
- 13 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を結果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにする。
- 14 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 15 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、両者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

（内容及び手続きの説明及び同意）

- 第 7 条 本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込書又はその家族に対し運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 2 本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得る。

（要介護認定の申請等に係る援助）

- 第 8 条 本事業所は、被保険者の要介護認定又は要支援認定等（以下「要介護認定等」という。）に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
- 2 本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。
- 3 本事業所は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の

満了日の1月前には行われるよう、必要な援助を行う。

(受給資格等の確認)

第9条 本事業所は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

(身分を証する書類の携行)

第10条 本事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する。

(利用料等)

第11条 本事業所が指定介護支援を提供した際の利用料の額は次のとおりとする。

①法廷代理受領分：無料

②法廷代理受領分以外：介護報酬告示上の額

2 本事業所は前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は、事業実施地域を超えた距離について1km当たり片道30円の支払いを受ける。

3 本事業所は、前項に規定する費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 本事業所は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第13条 本事業所の通常の事業の実施地域は、美里町、宇城市、上益城郡甲佐町、御船町、益城町、嘉島町、熊本市南区城南町、宇土市とする。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 本事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる。

(利用者に対する居宅サービス計画等の交付)

第15条 本事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

(利用者に関する市町村への通知)

第 16 条 本事業所は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 1 正当な理由なしに介護保険法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(秘密保持)

第 17 条 本事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 本事業所は、介護支援その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 本事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第 18 条 本事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行わない。

- 2 本事業所及び従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの代償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(事故発生時の対応)

第 19 条 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び取った処置について記録する。

- 2 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第 20 条 本事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第 4 項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 本事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び利

用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 本事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
- 4 本事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（記録の整備）

第 21 条 本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 本事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から 5 年間保存する。

（高齢者虐待の防止）

第 22 条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 2 研修等を通じて、人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術の向上に努める。
- 3 適切な支援を行うために委員会を 3 月に 1 回以上開催し、相談できる体制を整えるほか、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備や年に 2 回の研修の実施に努める。
- 4 利用者に対する高齢者虐待に相当する行為（疑い含む）や、その恐れがある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じる。

（身体拘束の防止）

第 23 条 本事業所は、利用者の身体拘束等の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 2 身体的拘束等の防止のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について担当職員へ周知に努める。
- 3 適切な支援を行うために相談できる体制を整えるほか、身体拘束等の防止のための年に 2 回の研修の実施に努める。

（衛生管理等）

第 24 条 本事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について担当職員へ周知に努める。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、年に 2 回の研修及び訓練の実施に努める。

(業務継続計画 (BCP))

第 25 条 本事業所は、感染症や災害が発生した場合に、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定する。

2 業務継続計画に従い、感染症や災害が発生した場合を想定した必要な研修及び訓練の実施に努める。

(その他)

第 26 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人興和会と本事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

付則 この規程は平成 16 年 3 月 10 日から施行する。

- ・平成 17 年 10 月 25 日一部改訂 (市町村合併による町名変更)
- ・平成 19 年 4 月 1 日一部改訂 (人事異動による責任者変更)
- ・平成 20 年 4 月 1 日一部改訂 (人事異動による責任者変更)
- ・平成 22 年 2 月 1 日一部改訂 (介護支援専門員の増員)
- ・平成 26 年 6 月 1 日一部改訂 (介護支援専門員の増員、市町村合併による町名変更)
- ・平成 26 年 11 月 14 日一部改訂 (介護支援専門員の変更)
- ・平成 27 年 4 月 15 日一部改訂 (介護支援専門員の変更)
- ・平成 27 年 8 月 1 日一部改訂 (記録の保存期限の変更)
- ・平成 27 年 11 月 1 日一部改訂 (事故発生時の記録を追加)
- ・平成 28 年 3 月 1 日一部改訂 (介護支援専門員の変更、営業日の変更)
- ・平成 28 年 4 月 1 日一部改訂 (介護支援専門員の変更、営業日の変更)
- ・平成 29 年 8 月 16 日一部改訂 (介護支援専門員の員数、通常の事業の実施地域)
- ・令和 2 年 8 月 16 日一部改訂 (介護支援専門員の員数)
- ・令和 3 年 11 月 1 日一部改訂 (通常の事業の実施地域の変更)
- ・令和 7 年 5 月 1 日一部改訂 (第 22 条から第 25 条まで追加)